

平成24年12月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成24年12月18日火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (15人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆

欠席議員 (1人)

16番	初手安幸
-----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

- | | | | |
|--------|--------|--|-------------------|
| 日程第1 | 陳情第5号 | 「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出について | 産業建設文教常任
委員長報告 |
| 追加日程第1 | 意見案第4号 | 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保に関する意見書（案） | |
| 日程第2 | 発議第2号 | 川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例 | 議会運営委員長報告 |
| 日程第3 | 発議第3号 | 川棚町議会会議規則の一部を改正する規則 | 〃 |
| 日程第4 | 発議第4号 | 入札制度の改善に関する決議 | 総務厚生常任委員長報告 |
| 日程第5 | | 産業建設文教常任委員会視察調査報告 | |
| 日程第6 | | 議会活性化対策調査特別委員会中間報告 | |
| 日程第7 | | 政治倫理条例調査特別委員会調査報告 | |

閉 会

議 長 おはようございます。

議 長 ただいまから本日の会議を開きます。

議題に入ります前に、去る12月12日の一般会計補正の審査の折、公共交通システムについての質疑がありましたが、その際、これまでの経過等について住民に周知すべきであるとの申し入れを正副議長で町長に致しております。

そこで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

町 長 皆様、おはようございます。

ただいま議長の方から発言の許可をいただきましたので報告をさせていただきます。

新公共交通システムの件につきましては、定例議会の初日に行政報告の中で申し上げましたが、二日目の一般会計補正予算の事業費の減額を説明させていただく中で、多くの議員の皆様から、いろんなご意見をいただいたところがあります。これに対して、担当の企画財政課長及び副町長からも、川棚町生活交通維持対策協議会の会長としての立場から答弁を致しましたが、最終的には、議長にとりまとめていただいたところがあります。

その後、初手議長からの申し入れがありまして、住民に対しての説明はどのようにするのか、今後の対応について報告するよう求められましたので、次のとおり報告をさせていただきます。

住民の皆様に対する説明につきましては、早くしなければと思っておりまして、25年1月発行の広報かわたなで町長の新年の挨拶を掲載致しますが、その中で乗り合いタクシーの実証実験ができなかったことのお詫びと、今後は高齢者福祉タクシー助成制度を設け、新年度からの実施に向けて検討していることを掲載することに致しておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。以上、報告とさせていただきます。

議 長 日程第1、陳情第5号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出について、本案について委員長報告を求めます。

産業建設文教常任委員長 おはようございます。平成24年12月18日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教常任委員会委員長久保田和恵。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。記。

事件の番号、陳情第5号、件名、「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出について、審査の結果、採択すべきものと決定。産業建設文教常任委員長報告。

陳情第5号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出について」についての産業建設文教常任委員会における審査の経過を結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成24年12月14日(金)9時より。
(2) 審査場所、第2委員会室、(3) 出席者、委員全員(朝長委員欠席)、事務局長。

2、審査内容、地球温暖化対策のための税の用途について。森林吸収減対策について。この財源が地方に早急に充てられるようになるのか。森林・林業の再生、地域経済の活性化及び雇用の確保を図るため、早急な対策が必要である。

3、審査の結果、討論はなく、全会一致で採択すべきものと決定した。以上です。

議 長 これから産業建設文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。

3 番 福 田 森林吸収源対策ということですが、このことについては、これまで林野庁を中心として、また長崎県としても森林保護育成の税を設けて取り組んでおるところだと思います。今回、陳情の参考資料として添付されておるのを見ましても、これは林業の保護育成に関するものであって、今回の地球温暖化対策のための税とは設立主旨がそもそも違うのであって、主旨を尊重すれば、この審査内容にあります「税の用途について」というところは、どういう検討をされたか分かりませんが、用途については、もう今からの陳情で言えるものではないと私は思うんですけど、どういう検討がなされたのか用途についてはどういう結論が出たのかお聞きしたいと思います。

産業建設文教常任委員長 これを審査する前にですね、私達も長崎県議会議員連盟の会長、渡辺敏勝さんの陳情者の出席を求めました。もっと詳しいことを聞きたいということで、ただども県も定例会中でありましたし、出席はできません、かないませんでした。それで、この連絡先の長崎県議会事務局政務調査課

の大宮さんに連絡をとってみました。その話の中ではですね、この作成母体が国の方だからということで、県自体も委員会の審査にかけていない状態で、私達もこのことを、いろんな資料を取り集めて審査をしたんですけれども、別段これに反対することもないということで、意見はまとめたところでございます。

3 番 福 田 そもそも税を創設したところが環境省のところであって、財源が本年度は391億、28年度以降になると2,623億円が毎年入ってくるような試算がなされております。そういった中で、もう使途が決まっておるといことは、先程も言いましたように無理なんじゃないかなと思います。そして、資料にあります要望等も出ておりますけど、それは林野庁管轄で取り組むべき補助の上乗せとか、新しい税とか考えておられるんだろうと思います。そこらへんでは、どういうふうな検討がなされたのか、されなかったのかお聞きしたいと思います。

産業建設文教常任委員長 今、福田議員が言われるようなところまでは、私達は深くは審査しておりません。しかし、この意見書でですね、本町にとっても国の交付金が下りて、伐採とか森林の整備とか、それからここにあります路網の整備とか、そういうことにつながればいいのではないかとということで、何らこれに反対することもないであろうということで全会一致で決めたことでありまして、先程、福田議員の方から聞かれるようなところまでは深くは意見は出ておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 これから陳情第5号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出について」の採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、採択すべきものと決定です。本案は委員長の報告のとおり異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって陳情第5号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源」の確保に関する意見書の提出について」は、採択されました。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 追加日程第1、意見案第4号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保に関する意見書(案)」の件が出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。意見案第4号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保に関する意見書(案)」の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議 _____ **長** 追加日程第1、意見案第4号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保に関する意見書(案)」の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

産業建設文教常任委員長 意見案第4号、平成24年12月18日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、産業建設文教常任委員会委員長久保田和恵。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書（案）。

森林は、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に、地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を今年10月から導入したところであるが、その使い道は、地球温暖化対策の一つであるCO₂の排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用さらには木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

このようなことから、2013年度の政府予算編成において、下記事項の実現について強く要望する。記。

1、地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付け、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。

2、上記1の財源によって、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや住宅分野における建築用材など木材の利用によるCO₂排出抑制対策への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月18日、長崎県川棚町議会。

議 長 これから委員長長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

10番朝長 この案の中のですね、CO₂という文字の表現なんですけども、このCO₂の2というのは大文字の2ですか、それとも小文字の2でしょうか。私の認識では小文字の2じゃないかと思うんですがいかがでしょう。

産業建設文教常任委員長 朝長委員も私達の常任委員会の中に所属されておしま

して、全会一致でこれを委員会としてはしたものですから、よろしくお願ひします。

議 **長** 他に質疑はありませんか。

2 番 竹 村 委員会だからだめって言うんだったら、私が聞きたいと思いますが、やはり正式なものに変えた方がいいだろうと思いますけれども、どうでしょうか。

7 番 田 崎 これはですね、大体がその来たそのものですね、こういうふうになっているものだからですね、だから私は意見書案を送付を願ひたいというふうなことで、意見書をですね、これは特にですね問題にして、この大きいか小さいかで本当に何か影響を与えるものかと言えばそういうことはないと思うんですね。ですからそのまま結構だと思いますが。

議 **長** 朝長議員よかですか。他に質疑はありませんか。

議 **長** 質疑なしと認めます。

お諮りします。意見案第4号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保に関する意見書（案）」は、全会一致で採択し、関係行政庁に送付したいと思いますが、異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって意見案第4号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保に関する意見書（案）」は、採択されました。

採択された意見書は、さっそく関係行政庁に送付することに致します。

議 **長** 次に、日程第2、発議2号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

議会運営委員長 発議第2号、平成24年12月18日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、議会運営委員会委員長三岳昇。

川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正が本年9月5日に施行されたことによりまして、本町議会委員会条例の改正が必要となったために提案するものであります。今回の主な改正点は、これまで委員会に関しては常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条立てされておりましたが、改正法により、一つの条文に統合されまして、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、委員会条例の改正を行うこととしました。それでは新旧対照表をご覧ください。3枚目でございます。

第7条第1項で、常任委員会の所属義務について規定し、合わせて、ただし書きにより今までどおり議長の常任入りへの辞退ができることとしています。

第2項は、委員の選任に関する事項であり、この扱いは各議会に委ねられることとなりました。これまで同様、議長が会議に諮って指名する方法としております。

第3項は、特別委員の在任の規定を設けることとしたものです。なお、附則として、この条例は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行する。

どうぞ、よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、お願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから発議第2号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって発議第2号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第3、発議第3号「川棚町議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題とします。本案について説明を求めます。

議会運営委員長 発議第3号、平成24年12月18日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、議会運営委員会委員長三岳昇。

川棚町議会会議規則の一部を改正する規則。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正が本年9月5日に施行されたことによりまして、本町議会会議規則の改正が必要となったため提案するものです。

今回の主な改正点は、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなりました。それでは新旧対照表をご覧ください。3枚目からですね。

修正の動議、第17条第1項は、法改正により法第115条の2に公聴会、参考人制度の導入に関する規定が加えられたため、会議規則第17条、修正の動議の規定について会議規則の条文中、法第115条の2を法第115条の3に改めるものです。

次に、所管事務等の調査、第73条第2項は、法改正により法第199条の2第4項の議会運営委員会の所掌事務が第199条第3項に改められたため、会議規則第73条、所管事務等の調査の規定について、会議規則の条文中、法第199条の2第4項を法第199条の第3項に改めるものです。新設規定としまして、第14章に公聴会、第15章に参考人の規定を第117条から第123条に設けたところであります。なお、附則として、この規則は公布の日から施行する、ただし第73条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行すると致しております。

どうぞよろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」の声あり

議 長 これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから発議第3号「川棚町議会会議規則の一部を改正する規則」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって発議第3号「川棚町議会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第4、発議4号「入札制度の改善に関する決議」の件を議題とします。本案について説明を求めます。

総務厚生常任委員長 発議第4号、平成24年12月18日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、総務厚生常任委員会委員長福田徹。

入札制度の改善に関する決議。上記決議（案）を別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

入札制度の改善に関する決議。国及び地方公共団体の厳しい財政事情により、近年の予算規模の縮小に伴い公共事業関係費は減少の一途をたどっており、建設業界を取り巻く環境は厳しいものがある。本町の経済状況を見ても長期の不況に陥っており、町の活性化の妨げになっている。

平成21年5月、国の通達において、最低制限価格の上限を10分の9に設定するなど、適切な対応が求められている。また、長崎県内の各市町村における最低制限価格の設定状況において、本町は20市町のうち19番目と低くなっている。

このようなことから、入札制度の改善を行うよう下記のとおり決議する。記。

1、適正価格による工事がおこなわれるよう、最低制限価格を引き上げること。

2、地場産業の育成のため、今後も地元企業の受注機会の確保を一層推進すること。

3、一定金額以上の工事については、地元企業を含む共同企業体の制度化を図ること。

平成24年12月18日、川棚町議会。以上であります。

議 長 これから質疑を行います。

8 番 波 戸 決議文について2点お尋ね致します。

まず、記の「1、最低制限価格を引き上げること」とありますが、平成23年度に最低制限価格が80%に引き上げた後の落札率は、平成23年度が入札39件のうち90%以上が27件、90%以下が12件、平成24年度途中ありますが、27件のうち90%以上が15件、90%以下が12件となっている状況の中で、最低価格引き上げを決議する理由と、「3、地元企業を含む共同企業体の制度化を図ること」とありますが、この共同企業体とは、どのような企業体で簡単にできるものかお尋ね致します。

総務厚生常任委員長 こないだお渡しした実績の中からそういうふうなご質問があったかと思いますが、現在の実績から言われた%の中でも、下の75から80に上がっても、80に張り付いているような入札結果があるということをご理解頂いて、賛同をいただきたいと思います。この制度の趣旨は、もちろんのことですけれど、町内の企業の状況等を考慮すると、やはり国の通達において、10分の9に引き上げて頂きたいというのが、私達委員会の考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから共同企業体ができるかということですが、これは企業さんにもよるかと思いますが、企業の方ではそういうふうな企業体を結んだ方がいいということですので、簡単とは私の方では分かりませんが、できるのではないかと考えております。

1 1 番 小 田 表現の中に「一定金額以上の工事」と記されておりますけれども、一定金額というのは、どのぐらいの金額を想定されているのかお尋ねします。

総務厚生常任委員長 委員会としては、そこまでは踏みこんで、まあ想定値はありますけれど、そこまで踏みこんだ意見は控えたいと思います。

1 5 番 山 口 記の2項でございますが、「地場産業の育成のため、今後も地元企業の受注機会の確保を一層推進すること」となっておりますが、現在、地元企業というのがどれぐらい入札をされて、これが高い状態なのか、低い状態なのか、そういったところは審査されているんですか。

総務厚生常任委員長 現在も地元企業の受注機会の確保については、町側としては取り組んでおられて、そういう実績があるということですが、まあ関係者の意見を考慮しますと、まだまだ足りないのではないかというふうな意見も聞いております。受注機会を地元の方になりますと、地元企業の競争率が上がっておりますので、地元企業の方の入札になりますと、最低制限価格に張り付いたような結果が出ておりますので、全体としてこういうふうな決議文になっております。

1 5 番 山 口 私が聞いているのはですね、そういうことではなくてですね、現在ね、町内の川棚町が発注した工事のうちにですね、町内の企業が何%ぐらい受注して、その数字が高いのか低いのかと、そこはどう判断されたのかと、そこを聞いているわけで、何か今も抽象的な答弁は尋ねたつもりはございませんけれども、その数字をですね、極端に半分以下であるとかですね、そういうのであれば非常に低いと推進をしてないと町には言われると思うんですけど、これが80%とかなんとかなくてくればですね、これは工事内容によっては、町内ではどうしても企業としてはできない工事もあるわけですよ。そういった点はどういうふうに判断をされて、ここの条項が入ってきたのか、それをお尋ねしているわけです。

総務厚生常任委員長 入札結果全体としては、数字的なものは割合は出しておりますが、ぱっと見れば全体的には町内の企業の入札結果、落札結果は出ているのかと思っておりますが、最低制限価格を設けておる中で高額事業になりますと、どうしても町内の業者の落札ができておりません。そういうことで今回の決議になっているわけで、その何と言いますかね、高額入札における分をご理解いただきたいと思います。見ていただければ、金額等が議会に報告がありますよね、その分の結果を見ていただければお分かりになるかと思っております。

1 5 番 山 口 最後になりますが、いわゆる今、高額の工事の場合には入札率が低いと、じゃあ高額というのはどの金額のレベルで判断されるのかですね、例えば地場産業の育成ということからいけば、いろんな工事がね、川棚町のいわ

ゆる企業だけで落札されれば一番良いわけです。これは川棚町の税でございますので、ところが現実からいけば、ある一定額以上、高額になればなるほど、果たして町内の企業で落札できるのかと、それでその下の、いわゆる波戸議員の質問と同様ですね、いわゆるJVですね、共同企業体との絡みが出てくるんじゃないかと、だからそういった点がですね、金額にしていくら以上ぐらいの工事になれば川棚町の企業がほとんど受注できなくて、町外の企業が受注しているのか、そういった点はどのように検討されたのかですね。いわゆる何となく数字をばらばらと見てですね、少ないから何となく少なそうに見えるとか、そういうかたちではなくて、きちんとデータに基づいたかたちでですね検討されたのか、その答弁をお願いしたいと思います。

総務厚生常任委員長 高額の入札になりますと、地元企業が入れない入札が増えてくるということもあります。それは入札結果一覧表等を見ていただければお分かりかと思えます。その数字的なパーセントの多い、少ないの根拠となる数字は出しておりません。

7 番 田 崎 2つほどお尋ねします。この決議はですね、決議をされるのは、出されるのは結構なことかなと思いますけれども、この文面でいきますと、記と書いてあって、その下はですね、私はぱっと見た瞬間はですね、どこに対する「最低制限価格を引き上げること」とかというふうになっているのかなと感じるわけですね。文面に全文にはですね、「本町は20市町のうち19番目と低くなっている」というふうなことですから、もし意味合いとするならば、「このようなことから、本町の入札制度の改善をおこなうよう下記のとおり決議する。」とかした方がですね、より具体的な文面になりはしないかと思うんですね。そこらへんはどう検討されたのかですね。

それと今、高額とか最低制限とか、いろんな話が出ておりますけれども、実際的な格付け、会社の格付けあたりでですね、入札要綱、選定というのがなされていくわけですね。だからそこらへんまでは検討されたのかどうかですね、高額というのはどの程度かというふうな先程のお尋ねもありましたけどね、格付けでですね、AAとかA、B、C、D、Eと、いろいろこうあるわけですね。その中から指名をして入札をしていくというふうなことが基本的な原則になっております。ジョイントベンチャーを組めばですね、すぐそれぞれどこかにばっばっに行けるのかと言えば、なかなかそれも難しいのかなという感じが致し

ますけれども、そこらへんでどういうふうな審査をされたのかですねお尋ねします。

総務厚生常任委員長 ジョイントといいますか、共同企業体を組むのは難しいのじゃないかというご意見もありましたけれども、委員会としては組むのは企業の努力でしようけれども、そんなに難しくはないとの意見もありまして、そのような、そこまで難しいというふうには理解しておりません。

それから先程、入札の指名制度について田崎議員さんはよくご存知だと思いますけど、私たちとしても全協では出しておりませんが、個別の入札結果一覧表というのを出しております。そういった中でいきますと、なかなか地元の企業が入れないと、よその企業がたくさん入ってくるという結果は、ふだん議会に出てくる資料としても皆さんご存知のことだと思いますので、そういったものを参考にして、委員会としては検討をしております。

7 番 田 崎 いわゆる企業体はですね、共同企業体というのは、ただ業者だけの問題じゃないわけですね。入札要綱、その他、行政としてですね、いろいろ調整をする必要があると。ですから、企業が例えば3千万円なら3千万円の工事を出そうと、だからどことどこと組みなさいと、そんならそれぞれしましうかと、そういうふうな簡単なことではないという意味でですね、私は申し上げました。ただ、こういう企業体あたりはですね、なかなか難しいというのは、そういう意味もあってですね言っております。先程申しましたように、具体的じゃなかったのかというのは、これはこの記以下の1、2、3というのは、本町の入札においてっていうことですよ。

それとですね、その高額というのは適正価格というのはどの程度かというのがありますけれども、先程どなたかが言われたように、税金を持ち出すと、あるいは補助金、交付金あたりがあつてですね、ですから入札金額が高止まりすれば、それだけ税金はようけつぎ込むようになるわけですね。補助金とか。大きな工事になれば、ある程度低く抑えて、もっと発注の機会を増やすというかですね、工事を増やすという手もあるわけですね。あながち100%近くまで、99.7とか98とかいうふうなことでですね、高額入札することもありますけれども、そこらへんはどういうふうにご考えておられますか。そういう税金の使途ということについてはですね、例えば3千万円の工事を1割少なくすれば300万円きって入札したと、そうすれば300万円、これは極端な話ですけ

れどもね、300万円だけの他の仕事が発注できる機会があるというふうに私は考える訳ですね。ですからその適正価格とか、高額とか、最低制限というのがですね、ある程度、先程からの答弁においてはあやふやなままでですね、ただ決議をするということでは行政側もちょっと困るんじゃないかなとは思っていますね。よそが85%しとるから85%、県が90%にしてるから90%と、それに追随するようなかたちじゃなくしてですね、こうして決議を出す以上はですね、そこらへんは具体的に審査をした経過はですね説明するべきだと思いますが、いかがですか。

総務厚生常任委員長 その適正価格でということでありまして、予定価格から下がれば下がるほど、財政効果はあるんですけど、町としての考えとしては行革の観点からも落札額は低い方がいいと、それは分かるんです。分かるんですけど、今の町内の業者等を見ても、やはり町内業者の育成ということに目を向けていくべきじゃないかなと思っております。私達が視察をしております宮崎県三股町においても、こういう決議等がされておるわけですけど、そこでの決議の中では、「町内業者の過保護とならないように」というふうな文言があります。そういうふうなことで、私達としても具体的には数字等は上げておりません。これは行政側がされることですので、こういうふうなことに配慮してほしいというふうなことで数字とか具体的なものは入れておりません。財政効果ももちろんですけども、町内業者、雇用とかそういったものを考えると、国が示しておる基準に近づけるべきだと思っております。行政側としても昨年、5%上げておるわけですけど、できれば早めというふうなことで期限も設けておりません。

3番目の共同企業体等を制度化すると行政側の負担もあるというふうなことでしたけれども、行政側にも一度お尋ねしておるところによりますと、そういう制度で地元企業の参加する機会を確保するというところで、研究したいということで、今資料を集め始めたところだというふうに聞いております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから発議第4号「入札制度の改善に関する決議」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって発議第4号「入札制度の改善に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第5、産業建設文教常任委員会視察調査報告の件を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

産業建設文教常任委員長 平成24年12月18日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教常任委員会委員長久保田和恵。

産業建設文教常任委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査しましたので、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。記。

1、調査期日、平成24年11月15日、16日。

2、調査場所、大分県中津市教育委員会、大分県由布市教育委員会、福岡県春日市教育委員会。

3、出席者、別紙のとおり。

4、調査目的、家庭、学校、地域と連携した教育行政について。

5、調査の概要、別紙のとおり。

調査の概要。大分県中津市教育委員会、(小学校23校、児童数4,712人、中学校10校、生徒数2,451人)

(1) 期日、平成24年11月15日(木)。

(2) 出席者、(川棚町) 委員(朝長委員、波戸委員欠席)、議長、局長。(中津市) 学校教育課課長、生涯学習課社会教育主事、庶務調査係主査、学校教育課指導主事、適応指数教室担当、文教経済常任委員長。

(3) 調査事項。

1) 学校、家庭、地域と連携した教育行政について。

①平成19年、大分県の方針として学校、家庭、地域が持つ教育機能を補完、

融合し、協働して子どもを育てる目的で全県的に「協育」に取り組み「地域協育振興プラン」（国、県の補助事業）を策定し、各市町村版のプランの策定を勧めている。

②中津市では、全ての中学校区に中学校を中心とした校区ネットワーク会議の設置を行い、学校支援活動を実施している。

昨年度からは、放課後や週末の子ども居場所づくりから始まった「放課後子ども教室」と「学校支援活動」を一つの枠組みとした中津市地域協育振興プラン推進事業を実施している。

2) 学校支援スクスクプロジェクト事業について。

①学校支援活動については、家庭科のミシン学習、調理実習、合唱指導、朝の読書の読み聞かせ、漢字や算数の丸付け、参観日の託児支援などの支援がなされている。

②「放課後子ども教室（学びの教室）」については、公民館を主な拠点として開催されており、ものづくり、マジック、理科実験、伝統文化、野外活動などの学習支援が実施されている。

学びの教室では、理解度の遅れている子どもに、復習を中心に指導が行われている。

3) いじめ、不登校について。

①不登校生徒に対しては「中津市適応指導教室（ふれあい教室）」を設置し、「心の居場所づくり」「絆づくり」に取り組んでいる。「中津市適応指導教室（ふれあい学級）」には、退職教師や、学校心理士など非常勤講師を常駐させ指導に当たっている。

②いじめ、不登校防止のため、学び合いのある学級づくりに取り組み、小中連携、男女混合、ペア学習、グループ学習などを取り入れ、「子どもが通いたくなる学校」「保護者が通わせたい学校」「教師が勤めたい学校」を目指している。

大分県由布市教育委員会、（小学校14校（内8校が複式学級）、児童数1,810人、中学校3校、生徒数937人）。

（1）期日、平成24年11月16日（金）。

（2）出席者、（川棚町）委員（朝長委員、波戸委員欠席）議長、局長。（由布市）教育次長、学校教育課参事、学校教育課社会教育主幹指導主事。

(3) 調査事項。

1) 学校、家庭、地域と連携した教育行政について。

①由布市は、狭間町、庄内町、湯布院町が合併して市となったことから、中津市と同様に県の「地域教育振興プラン」に基づき、3つの中学校の校区の公民館を中心とした「校区ネットワーク」を立ち上げ「協育コーディネーター」を配置し支援活動を行っている。

2) 協育ネットワークについて。

①「学校支援活動」の主なものは、学習支援、部活支援、環境整備、登下校時の安全指導など、ボランティアの方には「個人情報」の守秘「体罰の禁止」「学校への批判禁止」などの取り決めなどがある。

②小学校6年生を対象にした「体験スクール」は、廃校になった学校を利用して、3泊4日で寝食を共にしながら「自立心」と「自律心」を育てる取り組みを実施している。子どもたちにも人気があり、希望者が多い時には抽選で決めている。

3) いじめ、不登校について。

①7月に取り組んだいじめアンケートでは、小学校77件、中学校5件で大半が「からかい」などであり、深刻なものはなくほぼ解消した。いじめの認知と件数は違うと判断している。

②不登校は小学校6人、中学校35人で、全国、大分県と比べると比較的高い。中学校に多くみられるのは、中1ギャップのためと思われる。いじめ、不登校については適応教室を開催しスクールソーシャルワーカー、教育相談員(退職校長)を配置して対応している。

福岡県春日市教育委員会、(小学校12校、児童7,406人、中学校6校、生徒3,859人)。

(1) 期日、平成24年11月16日(金)。

(2) 出席者、(川棚町) 委員(朝長委員、波戸委員欠席) 議長、局長。(春日市) 学校教育課課長、教務課長。

(3) 調査事項。

1) 学校、家庭、地域と連携した教育行政について。

①春日市では、平成16年「地方教育行政組織及び運営に関する法律」の改正による「開かれた学校」づくりの一環として「学校運営協議会制度(コミュ

ニティ・スクール)」の導入により地域、家庭との連携による教育に取り組んでいる。平成17年度に小学校2校、中学校1校で導入し、平成22年度には全ての小中学校で導入された。

2) コミュニティ・スクールについて。

①学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育む、新しいタイプの学校である。学校運営協議会（学識経験者、地域代表者、保護者代表（PTA役員）、校長、教頭、教職員、教育委員会職員）で協議しながら相互に責任を果たしている。

3) いじめ、不登校について。

①いじめについては、電話相談などを行い、早期発見、早期対応に努め、見逃さないようにしている。

②不登校については、各中学校に不登校対策専任教員や、スクール・ソーシャルワーカーを配置して指導すると同時に、教育支援センター（マイスクール）で、不登校状態（傾向）にある児童生徒の学校復帰を支援している。教育支援センター（マイスクール）の出席日数は、在籍日数にカウントされる。学校に戻れる子もいるが、ここで卒業する子もいるので進路指導も行う。引きこもりゼロを目指している。

調査結果のまとめ。

学校、家庭、地域と連携した教育行政については、3教育委員会とも制度的には異なるが、「学校支援」と「放課後支援」を2本の柱として取り組んでいる。

学校支援については、学校内で実技を伴う教科指導の補助や部活動指導などの支援がなされ教育効果を高めていると感じた。ただ、中学校の指導は専門性が高くなり、支援者の人材の確保が難しいようである。

放課後支援については、公民館を主な拠点として開催され、地域の特性を活かした野外活動や伝統文化の継承などの支援がなされている。地域で子どもを見守ることで、地域の連帯感を高めていると感じられた。

ただ、コーディネーターや指導者、ボランティアの高齢化により人材の確保が難しいということである。

本町でも、すでに実施されているものもあり、3教育委員会の取り組みを参考に体系づくりをすることによって、効果的な地域、家庭、学校と連携した教

育行政に取り組むことができると思われる。

なお、いじめについては、早期発見、早期対応に努め、見逃さないように努められている。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認め報告済みとします。

議 長 次に、日程第6、議会活性化対策調査特別委員会中間報告を議題とします。議会活性化対策調査特別委員会から委員会調査中間報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

議会活性化対策調査特別副委員長 代読を致します。平成24年12月18日、川棚町議会議長初手安幸様、議会活性化対策調査特別委員会委員長村井達己。

議会活性化対策調査特別委員会中間報告書。本委員会の所管事務調査事件について、会議規則第47条の規定により別紙のとおり報告します。

- 1、調査事件、議会活性化、議会改革、議員定数に関すること。
- 2、調査期日、平成24年7月23日、9月6日、10月10日、10月31日、11月12日、11月26日、11月30日。
- 3、調査場所、第2、第3委員会室。
- 4、出席者、委員全員、議長、事務局長。
- 5、調査の経過。

全議員を対象に議員定数、議員報酬に関するアンケート調査を実施し、集約をした。また議員削減に伴う委員会構成や報酬について、シミュレーションを作成し、検討材料としながら、定数、報酬の根拠、兼任制を含めた常任委員会数と構成人数の検討など協議している。協議、検討した内容は随時全員協議会の場で報告し、各議員との意見交換をおこなっているところである。

定数に関しての意見。

- 16名。①審査を深めるには3常任委員会が良い。1委員会5名編成として16名である。
- 14名。①人口千人に一人程度として14名である。
- ②委員会構成は最低6から7名は必要であるため14名である。
- ③一度に大幅削減はすべきでない。兼任制も考えられるが、議論途中である。
- ④近隣町の動向を考慮すべきである。

13名。①1常任委員会を6名とし、議長は常任委員会を除斥することから13名である。

②本会議での可否同数の関係から、奇数はなるべく避けるべきだが、財政的視点を理由とするなら13でも可である。

12名。①2名削減では町民の納得は得られないのではないか。

②兼任制を充実させることで12名でも可である。

③12名以下でなければ報酬増の議論はできないのではないか。

想定される兼任制委員会。

14名の場合。2委員会（6から7名）、兼任制3委員会（8から9名）。

13名の場合。2委員会（各6名）、兼任制3委員会（各8名）。

12名の場合。兼任制3委員会（8、7、7名）、1委員会制（全11名）。

10名以下の場合。兼任制2から3委員会、1委員会制（全員）。

兼任制についての意見。

①兼任制だと同時開催ができないことから、行政とのすり合わせも含め、日程調整等が難しいのではないか。

②兼任制が増えれば、審議が広く浅くなる危険性はないか。（個人の資質の問題ではあるが）。

③2常任委員会で専任とするなら、14名は最低ラインである。それ以下の人数では、兼任せざるを得ないであろう。

④兼任しても予算、決算を1委員会制で審議すれば問題はないのではないか。

6、まとめ。

これまで議会の活性化や議会改革についての協議、検討については3月定例会において中間報告をおこなった。

議会報告会、紙ベースによる議事録の公開、議場開放など議会の活性化、改革における一定の成果がみられた。

引き続き議員定数については、現在の社会情勢や財政状況、近隣市町の動向を見ながら、検討を重ねている。

現段階における定数に関しての主な意見や想定される委員会構成は上記掲載のとおりであり、削減の方向が大方の意見である。

今後は、町内各種団体との意見交換や、5月予定の議会報告会等を踏まえ、町民皆様の意見も参考にしながら、できるだけ早期に議会自らが結論を出し、

町民への周知を図るべく取り組んでいく。以上であります。

議長 これから委員長の報告に対し質疑をおこないます。質疑はありませんか。

1 3 番 森田 この問題に対しては、全協などで様々な機会を捉えて委員長とか議長に申し上げてきておるつもりであります。私の経験からしますと、私が議会に入ってきた時が20名です。それからですね定数削減とか、あるいは定数問題ですね、削減が前提ではありません。問題についてはずっと議論をされており、各種団体から陳情なり請願も出てきております。その都度ですね、ずっと委員会を構成してやってきておるんですが、ここへ来てですね、やはり住民団体からの請願、陳情が出る勢いにあるんですよね。私はね、年中行事みたいなかたちになります。この定数問題についてはね、議会自ら、議会自らしか決められないんですよね。地方自治法では議会が決めるようになっておるわけですから、誰もこれ決めることはできないんです。そういうことからですね、住民団体からもそういう勢いがあります。それに対しては委員長からも報告が出ておりました。さて、ここにですね、私は早急に結論を出さなければいけないと思っております。削減に限らずですね、定数問題についてですよ、各種団体との会合をするということも全協で報告を受けておりますが、今後ですね、どういうふうな団体と協議をするのか、その後ですね、この前の委員長報告の後に新しい報告会が組まれておるかどうか、ちまたではいろいろ噂が出ておるんですよ。そういうことを委員長の言葉で聞きたいし、そこらへんを踏まえてですねお答えいただきたいと思っております。

議会活性化対策調査特別副委員長 先日、全協でお話したと思っておりますが、今後の予定として来月1月ですね、1月に商工会青年部の方と、それとまだ日程は決まっておりませんが、消防団の分団長、団長あたりの幹部の方と計画をしているところであります。その他については、まだ進展はありません。

1 3 番 森田 大体前回報告を受けておりますとおりでらうと思っておりますが、その後のちまたでごちゃごちゃ意見が出ておるものですから、そういうことにいちいち耳を貸す必要も無いんですが、やはりあの、世論というのは無視できませんのでね、要するに先程から申し上げますように、議会でしか決定できない問題でありますので、ここに報告いろいろある中で選択されていくと思っておりますけれども、できるだけ早くですね、決定して住民に知らせるべきじゃなかろうか

と思います。したがって、毎回出ているようなですね、陳情、請願に応じて腰を上げるような格好じゃいけませんので、そういうことを考慮してやっていただきたいと思います。委員長の意見がもしありましたらお願いします。

議会活性化対策調査特別副委員長 報告書のまとめのところに書いてあるとおりで、議会自らがするということでもあります。定数の検討は、もちろん議会活性化委員会がするわけですが、リードしていくわけですが、その中においては、全員協議会も含まれておりますし、最終的には議会で結論を出すわけですから傍観者的ではなく、ぜひ貴重な意見を森田議員からもいただいて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め報告済みと致します。

皆さんにお尋ねをします。1時間以上過ぎましたが、あと1件あるんですが、このまま継続してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長 次に、日程第7、政治倫理条例調査特別委員会調査報告を議題とします。政治倫理条例調査特別委員会から委員会調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

政治倫理条例調査特別委員長 報告します。平成24年12月18日、川棚町議会議長初手安幸様、政治倫理条例調査特別委員会委員長森田宏。

委員会調査報告書。本委員会の付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

政治倫理条例調査特別委員会調査報告。

1、調査事件、議員政治倫理条例について（第1回から第9回までの委員会活動に関しては報告済み）

2、審査の経過。

①第10回委員会。

日時、平成24年1月16日（月）午前9時から。

場所、第3委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

主な内容。（1）議員の政治倫理の問題に関しては、初の会議であり、条例

の必要性から審議を開始した。

(2) 府中市議会の問題を抱えながら、条例を作るかどうかの判断は難しいとの意見があった。

(3) 全員協議会で経過を説明し、全議員の意見を聴くことにした。

②第11回委員会。

日時、平成24年2月23日(木)午前9時から。

場所、第3委員会室。

出席者、委員全員(堀田委員欠席)、議長、事務局長。

主な内容。(1) 全員協議会で出された意見も参考に、議員に関する条例を作るか否かの議論を行った。

(2) 町長等の条例との整合性について議論した。

(3) 他市町の条例をたたき台として、議論を進めることにした。

③第12回委員会。

日時、平成24年4月23日(月)午前9時から。

場所、第3委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

主な内容。(1) 他市町の条例の内容を調査した。

(2) 二親等を規制する4条、6条の条文について議論が集中した。

他市町の条例の内容。一覧表に書いてございますが、他市町の条例を7個取り上げまして、それぞれ審議しております。市町名、条例の対象、適用の特徴、規定の内容、施行日というについて一覧表にまとめておりますので、ご一読お願いしたいと思います。

④第13回委員会。

日時、平成24年8月24日(金)午後1時30分から。

場所、第3委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

主な内容。(1) 議会基本条例に組み入れる案についての意見があった。

(2) 条文の規定を努力義務にすればよいという意見が出た。

(3) 4条、6条をはずして作るか、府中市の歳晩の結果を待つかで議論が分かれた。

(4) 8月30日開催の全員協議会で、意見を聴くことになった。

⑤第14回委員会。

日時、平成24年9月24日（月）午後3時から。

場所、第3委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

主な内容。（1）8月30日の全員協議会では、条例の必要性について賛否が拮抗していた。

（2）条例を早期に策定する。現時点では策定できない。条例は必要ない。以上の案について議論したが、本委員会は条例策定は行わないと決定した。

⑥第15回委員会。

日時、平成24年10月31日（木）午前9時から。

場所、第3委員会室。

出席者、委員全員、議長、事務局長。

主な内容。（1）委員会を解散するか、休眠するか議論し、12月議会に最終報告を行うことと決定した。

4、調査の結果。

平成23年12月議会において、議案第30号、町長等に関する「川棚町政治倫理条例」が制定された。

現在、府中市においては政治倫理条例違反事件について上告中であるが、本質的には本町議員にかかる政治倫理条例と同次元で議論される性質のもので、その裁判の動向、推移に注視すべきであり、現時点では、議員に関する政治倫理条例は策定できないと本委員会として結論づけた。

本町においては、過去に不正事件が発生した経緯はなく、府中市裁判の最高裁の判断を待つという姿勢で、今後、住民に説明し、理解を求めていくことが必要と考える。以上であります。

議 長 これから委員長への報告に対する質疑を行います。

15番 山口 3ページの調査の結果でございますが、そのところは最終的には条例は策定しないという委員会の報告だということで理解しておりますが、その第6回ですね、主な内容の中で「委員会を解散するか休眠するか議論し」とあるわけですが、このところの報告が最終的に、この調査報告の中に、結果に入っていないんですが、そこはどのようなかたちを取られるのかですね、議論してあるわけですから、当然、この分についても、当然この調査の

結果に掲載すべきじゃないかというように考える訳ですが、どうその取り扱いはされたのかお尋ねします。

政治倫理条例調査特別委員長 お答えします。委員会としてですね、ご案内しておりますように、条例を策定しないということを決定する過程ではですね、相当な詳細にわたる委員会報告書案を実際協議しております。協議しました。非常に長い文章が案として出ておりましたが、委員会でいろいろ議論した中で、もうこの文案でいこうと、そして質疑に対しては詳細に答えればいいじゃないかということでこの文案になっております。以上です。

1 5 番 山 口 今の私の質問に対しての答弁は全く無いわけです。私が質問しているのはですね、調査の結果の文面の中の「条例は策定しない」と、これは委員会で結論づけられたわけですから、それはそれで結構でございますと、ただ一点だけですね、いわゆる第6回の15回委員会の中で、主な内容として、「委員会を解散するか休眠するか議論し」と、じゃあここの議論のところの調査がまったく報告がなされていないと、ここの取り扱いをどうされたのかというのを聞いたわけであって、文面云々は全く私は尋ねておりません。そのところだけ明確にお答えをお願いします。

政治倫理条例調査特別委員長 お答えします。委員会において、この審議の過程は詳細にあるわけですがけれども、実際に書いていないということはさっき説明しました。そこで委員会での審議の中では、全員協議会でも2回ほど説明してみなさんにご意見を聞いた過程もあります。この議員に関する問題の根本はですね、本質的なものは、府中市議会の裁判の上告中の裁判の過程であって、議員に関する問題については府中市の裁判の結果を待たないと議論はできないんじゃないかと、こういう結論でございます。したがって、堂々巡りみたいな議論がずっとくり返されてきたわけですがけれども、要するに申し上げますのは、ちょっと文面でも触れておりますけれども、特にですね、特に各市町の条例にもありますように、川棚町でも4条、6条、町長の分ですよ、町長の分の4条、6条にもありました。それを入れるかどうかの議論、これが集中しましたけれども、結局は府中市の裁判の結果を待つしか仕方ないと、こういうかたちになってですね、今回の報告になっているということを理解していただきたいと思っております。

1 5 番 山 口 府中市議会とか4条、6条とかですね、私はそういったことはま

ったく私は問うてないわけですよ。要するに第6回目の主な、いわゆる協議内容の中で、政治倫理委員会を解散するか、休眠するか協議したと、じゃあそのところの報告がこの文章の中で一行も載っていないと、その取り扱いをどうしたのかと、そこだけ聞いているわけですよ。3回聞きますけど、3回とも答えていないわけですよ。ここだけ明確に答えて下さい。

1 3 番 森 田 最終的にはですね、委員会の問題としましてね、進行問題としまして、委員会の活動を一時停止すると、いわゆる休眠ですね。休眠するか解散するか分かれたわけですね。そして県の議長会にも紹介しております。休眠するという意見はどうかと、しかし県の議長会ではですね、休眠はあり得ないと、活動した時点で解散すべきではないかという意見も判断もいただいております。したがって、休眠はあり得ないという現実を踏まえて、そいじゃ最終報告で解散しようじゃないかということに決定しております。以上です。

1 5 番 山 口 同じことが1回で答えられればなんてことはなかったんですけども、いわゆるそのところは調査報告書の中でですね、明確にこの政治倫理委員会というのは、これはもう我々議員にとってみれば委員会構成の問題が入ってくるわけですから、そこに当然、その議論については文言としてきちんとですね調査報告に入れていただきたいと、そういうふうに思っております。

1 3 番 森 田 ご意見はもつともで分かります。重々分かって答えるんですが、やはり結果的にはですね、この委員会報告の文案どおり報告しようじゃないかという過程でございます。ですから、それ以外のことについてはですね、口頭でお答えしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2 番 竹 村 補足をさせていただいてよろしいですか。山口議員の質問に対してはですね、12月議会で最終報告をおこなうということですね、今回の委員会は解散するということを含めてそのように表現をしております。そういった意味を含めての最終報告を私も委員として作ったわけございまして、そのようにご理解いただきたいと思っております。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め報告済みと致します。

議 長 これで本日の日程は、全部終了しましたので会議を閉じます。

平成24年12月川棚町議会定例会を閉会致します。お疲れ様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____